

別表

船橋市出張理容・出張美容における衛生措置

第1 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張業務を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、他と区分された専用の作業部屋などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業を行う部屋（場所）の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。
- 3 作業を行う部屋（場所）は、不必要な物品等がないことが望ましいこと。
- 4 作業を行う部屋（場所）は、採光、照明及び換気を十分にすること。
- 5 作業中に使用できる専用の洗浄設備を設けることが望ましいこと。

第2 携行品等

出張業務を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できる容器
- 2 使用済みのはさみ等の器具を、安全に収納できる容器
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急措置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石けん、消毒液等

第3 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業を行う部屋（場所）には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業を行う部屋（場所）の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (2) 血液の付着した器具又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。

第4 衛生的取扱い等

- 1 作業を行う部屋（場所）には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、理・美容師は清潔な作業衣を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 理・美容師は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業を行う部屋（場所）においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 8 毛そり用の石けん水は、客1人ごとに取り替えること。
- 9 消毒液は、適正な濃度のものを使用し、常に清潔に保つこと。
- 10 使用後の布片類は、他のものと区別して収納しておき、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 11 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 12 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 13 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 14 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 15 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 16 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- 17 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生す

る場合には、特に排気に留意すること。

第5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。